

半期報告書

(第11期中) 自 平成27年4月1日
至 平成27年9月30日

阪神高速道路株式会社

大阪府中央区久太郎町四丁目1番3号

(E04372)

目 次

頁

表紙

第一部	【企業情報】	1
第1	【企業の概況】	1
1	【主要な経営指標等の推移】	1
2	【事業の内容】	2
3	【関係会社の状況】	2
4	【従業員の状況】	3
第2	【事業の状況】	4
1	【業績等の概要】	4
2	【生産、受注及び販売の状況】	5
3	【対処すべき課題】	5
4	【事業等のリスク】	5
5	【経営上の重要な契約等】	6
6	【研究開発活動】	6
7	【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	7
第3	【設備の状況】	9
1	【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	9
2	【道路資産】	10
第4	【提出会社の状況】	11
1	【株式等の状況】	11
2	【株価の推移】	12
3	【役員の状況】	12
第5	【経理の状況】	13
1	【中間連結財務諸表等】	14
(1)	【中間連結財務諸表】	14
(2)	【その他】	43
2	【中間財務諸表等】	44
(1)	【中間財務諸表】	44
(2)	【その他】	54
第6	【提出会社の参考情報】	55
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】	56
第1	【保証会社情報】	56
第2	【保証会社以外の会社の情報】	56
1	【当該会社の情報の開示を必要とする理由】	56
2	【継続開示会社たる当該会社に関する事項】	58
3	【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】	58
第3	【指数等の情報】	59
	[中間監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年12月18日
【中間会計期間】	第11期中（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）
【会社名】	阪神高速道路株式会社
【英訳名】	Hanshin Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山澤 俱和
【本店の所在の場所】	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6252-8121（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 田代 千治
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6252-8121（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 田代 千治
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第9期中	第10期中	第11期中	第9期	第10期
会計期間	自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日	自平成26年 4月1日 至平成26年 9月30日	自平成27年 4月1日 至平成27年 9月30日	自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日	自平成26年 4月1日 至平成27年 3月31日
営業収益 (百万円)	192,520	92,659	99,750	329,329	220,825
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	3,683	1,599	3,405	△988	2,522
親会社株主に帰属する中間 (当期)純利益又は親会社 株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	2,104	1,393	2,914	△1,945	2,541
中間包括利益又は包括利益 (百万円)	2,103	1,726	3,176	△1,944	3,626
純資産額 (百万円)	41,874	34,818	39,895	33,631	36,719
総資産額 (百万円)	224,467	220,282	218,421	222,886	241,786
1株当たり純資産額 (円)	2,093.71	1,726.21	1,978.67	1,681.56	1,820.37
1株当たり中間(当期)純 利益金額又は1株当たり当 期純損失金額(△) (円)	105.22	69.69	145.71	△97.29	127.05
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	18.7	15.7	18.1	15.1	15.1
営業活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	66,943	△14,468	△458	82,137	△9,507
投資活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	△1,726	△849	△3,167	△5,568	△1,600
財務活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	△94,751	7,740	△10,179	△103,323	23,274
現金及び現金同等物の中間 期末(期末)残高 (百万円)	10,178	5,381	11,320	12,958	25,124
従業員数 (人) [外、平均臨時雇用人員]	2,138 [1,478]	2,193 [1,438]	2,173 [1,450]	2,138 [1,496]	2,153 [1,456]

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 第9期中、第10期中、第11期中及び第10期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため、第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当中間連結会計期間より、「中間(当期)純利益又は当期純損失」を「親会社株主に帰属する中間(当期)純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失」としております。

4. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は[]内に中間連結会計期間(年間)平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第9期中	第10期中	第11期中	第9期	第10期
会計期間	自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日	自平成26年 4月1日 至平成26年 9月30日	自平成27年 4月1日 至平成27年 9月30日	自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日	自平成26年 4月1日 至平成27年 3月31日
営業収益 (百万円)	191,327	91,112	98,326	326,167	216,248
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	3,885	1,548	3,430	△1,841	1,324
中間(当期)純利益又は当 期純損失(△) (百万円)	2,282	955	2,993	△2,382	1,395
資本金 (百万円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数 (千株)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
純資産額 (百万円)	36,385	31,881	35,314	31,720	32,321
総資産額 (百万円)	218,424	211,721	209,297	216,454	232,503
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	16.7	15.1	16.9	14.7	13.9
従業員数 (人)	678	669	666	677	667
[外、平均臨時雇用人員]	[177]	[176]	[185]	[179]	[179]

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は [] 内に中間会計期間(年間)平均人員を外数で記載しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成27年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	1,884
受託事業	[1,250]
その他	79 [144]
全社（共通）	210 [56]
計	2,173 [1,450]

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。
2. 高速道路事業及び受託事業については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。
3. 全社（共通）には、特定のセグメントに区分できない経営企画、総務、人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成27年9月30日現在

従業員数（人）	666 [185]
---------	--------------

- (注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」の一体的推進により、景気は緩やかな回復基調にありました。関西経済についても、一部に弱さがみられるものの、基調としては緩やかに回復しました。

このような経営環境の中、当社グループでは、企業理念である「先進の道路サービスへ」の実現に向け、阪神高速道路を将来にわたって健全な状態に管理し、お客さまに安心してご利用頂けるよう、引き続き構造物等の修繕事業等を進めるとともに、今年度より新たに独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第13条第1項第2号に規定する特定更新等工事（以下「特定更新等工事」といいます。）に着手するなど、安全・安心・快適の追求を通じてお客さまの満足を実現し、関西のくらしや経済の発展に引き続き貢献すべく事業の着実な展開に努めて参りました。

この結果、当中間連結会計期間の営業収益は99,750百万円（前年同期比7.7%増）、営業利益は3,295百万円（同161.3%増）、経常利益は3,405百万円（同112.9%増）、親会社株主に帰属する中間純利益は2,914百万円（同109.2%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりです。

（高速道路事業）

高速道路事業では、当中間連結会計期間において、平成27年10月に会社設立10周年を迎えるにあたり、“新たなステージへ！～徹底したお客さま目線で安全・安心・快適～”を当社グループスローガンに掲げ、今年度より新たに特定更新等工事に着手するとともに、阪神高速3号神戸線（深江～武庫川）において終日通行止めによるフレッシュアップ工事を行うなど、安全・安心な道路構造物の維持管理を進めて参りました。

加えて、防災対策として、南海トラフ地震とそれに伴う津波による災害に備えて、お客さまの避難誘導などの初動活動を含めた災害活動等を整理した阪神高速道路株式会社事業継続計画（BCP）〔第2版〕を策定し、平成27年4月より運用を開始しました。また、陸上自衛隊中部方面隊と災害発生時において相互協力を行うため、平成27年7月17日に円滑な連携を図ることを目的とする協定を締結する等、関係機関との連携強化も進めて参りました。

また、企画割引「阪神高速ETC乗り放題パス（『2015 SUMMER』）」の販売によるETC利用促進策を実施したほか、現金をご利用のお客様が円滑にETC利用に転換できるよう「ETC車載器購入助成」等を継続的に実施して参りました。

高速道路の建設につきましては、ミッシングリンクの解消に向け、淀川左岸線（海老江JCT～豊崎）や大和川線（三宝JCT～三宅西）の整備を推進するとともに、西船場JCT（信濃橋渡り線（仮称））の整備促進に努めて参りました。

高速道路通行台数は、一日当たり74.6万台（前年同期比1.5%増）と増加傾向となりました。この通行台数増加の影響等により、料金収入は86,490百万円（同0.9%増）となりました。また、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）への道路資産の帰属及び債務の引渡しに伴う道路資産完成高は8,697百万円（同245.9%増）となりました。

この結果、高速道路事業の営業収益は95,456百万円（同7.9%増）、営業費用は協定に基づく機構への貸付料（注）支払いや管理費用等により92,445百万円（同5.8%増）となり、営業利益は3,011百万円（同183.5%増）となりました。

（注） 「協定に基づく機構への貸付料」は、変動貸付料制に基づく額を計上しており、実績収入が上期計画収入の1%に相当する金額を減じた金額を下回ったことに伴い1,340百万円減額されました。

（受託事業）

受託事業につきましては、大阪府道高速大和川線の工事受託等により、営業収益は2,304百万円（前年同期比13.7%増）、営業費用は2,329百万円（同12.6%増）となり、営業損失は25百万円（前年同期は営業損失41百万円）となりました。

(その他)

その他の事業につきましては、休憩所等事業、駐車場事業、道路マネジメント事業、発生土再生活用事業等を展開しました。また、交通制御及びITS、道路・橋梁維持管理、トンネルに関する技術交流推進のため、平成27年7月24日に、モロッコ王国内の有料高速道路ネットワークを所轄し、その建設・運営維持管理を担うモロッコ高速道路会社と技術交流に関する覚書を締結しました。

この結果、その他の事業の営業収益は2,025百万円（前年同期比8.2%減）、営業費用は1,715百万円（同12.8%減）となり、営業利益は309百万円（同28.8%増）となりました。

なお、当中間連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「中間純利益」を「親会社株主に帰属する中間純利益」としております。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前中間純利益3,406百万円に加えて減価償却費2,988百万円、売上債権の減少額13,868百万円などを計上したものの、仕掛道路資産等のたな卸資産の増加額6,273百万円、仕入債務の減少額16,215百万円などがあったことにより、458百万円の資金流出（前年同期比14,010百万円の減少）となりました。

なお、上記たな卸資産の増加額は、その大部分が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものであります。かかる資産は、中間連結貸借対照表上は「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、主として料金收受機械及びE T C装置への設備投資等に伴う固定資産の取得による支出3,768百万円などがあったことにより、3,167百万円の資金流出（前年同期比2,317百万円の増加）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入れによる収入5,499百万円があったものの、長期借入金の返済による支出533百万円及び道路建設関係社債償還による支出15,000百万円などがあったことにより、10,179百万円の資金流出（前年同期は7,740百万円の資金流入）となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の中間期末残高は、11,320百万円（前年同期比5,938百万円の増加）となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」において各セグメントの業績に関連付けて記載しております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当社グループの事業等のリスクについて、新たな発生はありません。

なお、前事業年度の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク 1 民営化について（5）見直し」に記載のある民営化関係法の施行の状況について、平成27年7月に国土交通省が、機構及び各高速道路会社（当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱をいいます。）が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検」をとりまとめております。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（以下「高速道路会社法」といいます。）第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、機構との間で協定（「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」）を平成18年3月31日付で締結しております（平成18年4月1日施行）。かかる協定は、高速道路会社法第5条第1項第1号又は第2号に規定する当社の事業等の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的としております。

当社は、平成18年3月31日付国道有第137号で許可を受けた「大阪府道高速大阪池田線等に関する事業」の一部変更について、特措法第3条第9項の規定に基づき、平成27年6月15日付及び平成27年10月27日付で国土交通大臣宛届出を行っております。

変更内容として前者は、大阪府道高速大阪池田線（改築）（信濃橋渡り線（仮称））について、工事工程の見直しを行い、工事の完成予定を平成29年3月31日から平成32年3月31日に変更しております。また後者は、大阪府道高速大和川線（大阪府堺市堺区築港八幡町から大阪府松原市三宅西七丁目まで）について、工事工程の見直しを行い、一部区間（大阪府堺市北区常磐町一丁から大阪府松原市三宅西七丁目まで）の工事の着手予定を平成27年4月1日から平成30年4月1日に、鉄砲東から三宅西までの区間について工事の完成予定を平成29年3月31日（常磐西出路を除く。残事業完成は平成30年3月31日。）から平成32年3月31日（三宝ジャンクションから鉄砲西までの区間については平成29年3月31日のまま。）に変更しております。

6 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路事業に係る技術に関する研究であり、都市内の高速道路に求められる維持管理が容易な都市高速道路の建設技術の研究開発、長期の供用を実現するための健全性評価、長寿命化並びに修繕・更新技術の研究開発、走行安全性及び快適性の向上のための新技術の開発、並びに南海トラフ地震などの巨大地震に対する減災対策に取り組んでおります。

当中間連結会計期間の研究開発費の総額は、12百万円であります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について

① 高速道路事業の特性について

高速道路事業においては、高速道路会社法及び機構法の規定により、機構と平成18年3月31日付で締結した協定並びに特措法の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借り受けたうえで道路利用者より料金を収受し、かかる料金収入から機構への賃借料及びその他の道路事業にかかる管理費用の支払いに充てております。

このような協定及び事業許可において、高速道路の公共性に鑑み当社が収受する料金には当社の利潤を含めないことを前提としております。なお、事業年度によっては、料金収入、管理費用等の当初計画と実績との乖離により、利益又は損失が計上される場合があります。

また、高速道路事業においては、交通量の季節的な変動により上半期が下半期よりも収入が大きく、他方、補修工事等の完成が下半期に多いことから、管理費については下半期が上半期よりも大きくなる傾向にあります。

② 機構による債務引受け等について

当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところでありますが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定することや、債務引受けは重疊的債務引受けの方法によること等について確認しております。

なお、高速道路にかかる道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表及び財務諸表に計上されないこととなり、債務返済の履行については機構が主に行うこととなりますが、当該債務については、当社と機構とが連帯して債務の弁済の責を負うものとされております。

また、阪神高速道路公団（以下「阪神公団」といいます。）の民営化に伴い当社及び機構が承継した阪神公団の債務の一部について、当社と機構との間に、連帯債務関係が生じております（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第16条）。

(2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。決算日における資産、負債及び会計期間における収益、費用の一部について、見積りを実施する必要がありますが、当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる方法によって実施しておりますが、見積りと実績が異なる可能性があります。また、当社グループの中間連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表」の「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの中間連結財務諸表においては重要であると考えております。

① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社グループの中間連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されます。当該資産の取得原価には、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額、除却工事費用等資産の取得に要した費用の額及び仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息のうち、当該資産の工事完了の日までに発生したものを計上しております。

なお、高速道路建設が完了したのち、かかる道路資産は上記取得原価をもって機構に帰属すると同時に、協定に基づいて当社が当該道路資産を機構から借り受けることとなります。かかる借受けについてはオペレーティング・リース取引として処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの中間連結財務諸表には計上されないこととなります。

② 回数券払戻引当金

当社グループは、阪神公団時代に発行した回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

③ 仕掛道路損失引当金

当社グループは、将来の道路資産の引渡時の損失に備えるため、仕掛道路資産のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。

④ ETCマイレージサービス引当金

当社グループは、ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

⑤ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び長期期待運用収益率などが含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

(3) 経営成績の分析

① 営業収益

当中間連結会計期間における営業収益は、合計で前年同期比7.7%増の99,750百万円となりました。高速道路事業については、通行台数増加の影響等により、料金収入は86,490百万円、道路資産の完成、引渡しによる道路資産完成高8,697百万円等を合わせて高速道路事業営業収益は95,456百万円となり、受託事業については、大阪府道高速大和川線の工事受託等により2,304百万円、その他の事業については2,025百万円となりました。

② 営業費用及び営業利益

当中間連結会計期間における営業費用は、合計で前年同期比5.5%増の96,455百万円となりました。

その内容は、協定に基づく機構への賃借料の支払い64,887百万円、道路資産完成原価8,602百万円、業務委託費、維持補修費を中心とした管理費用18,955百万円による高速道路事業営業費用92,445百万円、受託事業における受託事業営業費用2,329百万円、その他の事業営業費用1,715百万円であります。

これらの営業費用を差し引いた結果、当中間連結会計期間における営業利益は、前年同期比161.3%増の3,295百万円となりました。

③ 営業外損益及び経常利益

当中間連結会計期間の営業外収益は、助成金収入33百万円等により124百万円となりました。

また、当中間連結会計期間の営業外費用は、支払利息6百万円等により14百万円となりました。

これらの営業外損益を計上した結果、当中間連結会計期間における経常利益は、前年同期比112.9%増の3,405百万円となりました。

④ 特別損益及び税金等調整前中間純利益

当中間連結会計期間の特別利益は、固定資産売却益の計上により11百万円、特別損失は固定資産除却費9百万円等の計上により10百万円となりました。

これらの特別損益を計上した結果、当中間連結会計期間における税金等調整前中間純利益は、前年同期比70.6%増の3,406百万円となりました。

⑤ 親会社株主に帰属する中間純利益

当中間連結会計期間の親会社株主に帰属する中間純利益は、法人税等482百万円、非支配株主に帰属する中間純利益10百万円を計上した結果、前年同期比109.2%増の2,914百万円となりました。

なお、当中間連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「中間純利益」を「親会社株主に帰属する中間純利益」、「少数株主利益」を「非支配株主に帰属する中間純利益」としております。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、道路料金の徴収等の営業活動のほか、機構からの無利子借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。

第3【設備の状況】

当社グループの行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた仕掛道路資産は、当社グループの中間連結財務諸表及び中間財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社グループの資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が阪神公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社グループが機構から借り受けます（以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社グループが借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。）。借受道路資産は、当社グループの資産としては計上されておられません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社グループの設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 主要な設備の状況

① 提出会社

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

② 国内子会社

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

2【道路資産】

(1) 主要な道路資産の状況

当社グループは、当中間連結会計期間において、総額15,564百万円の仕掛道路資産の新設、改築、修繕又は災害復旧を行いました。

また、当中間連結会計期間において機構に帰属し、借受道路資産として当社が借り受けることとなった道路資産は、総額8,697百万円であり、その内訳は下記のとおりであります。

路線・区間等		帰属時期（注1）	道路資産価額（百万円） （注2）
大阪府道高速大阪池田線等 に関する協定	修繕	平成27年6月	3,432
		平成27年9月	5,208
	災害復旧事業	平成27年9月	43
京都市道高速道路1号線等 に関する協定	修繕	平成27年6月	1
		平成27年9月	12
合計			8,697

（注）1. 仕掛道路資産が機構に帰属し、借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

一方、当連結会計年度の年間賃借料は、阪神圏が127,198百万円、京都圏が5,257百万円、合計132,455百万円となっております。また、年間賃借料は、協定の規定により、各連結会計年度の料金収入の金額に応じて変動する場合があります。なお、年間賃借料には消費税等は含まれておりません。

(2) 道路資産の建設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した道路資産にかかる重要な建設計画について、重要な変更は次のとおりであります。

① 大阪府道高速大阪池田線（改築）（信濃橋渡り線（仮称））

工事工程の見直しにより、平成27年6月15日付で工事の完成予定を平成29年3月31日から平成32年3月31日に変更しております。

② 大阪府道高速大和川線（大阪府堺市堺区築港八幡町から大阪府松原市三宅西七丁目まで）

工事工程の見直しにより、平成27年10月27日付で一部区間（大阪府堺市北区常磐町一丁から大阪府松原市三宅西七丁目まで）の工事の着手予定を平成27年4月1日から平成30年4月1日に、鉄砲東から三宅西までの区間の工事の完成予定を平成29年3月31日（常磐西出路を除く。残事業完成は平成30年3月31日。）から平成32年3月31日（三宝ジャンクションから鉄砲西までの区間については平成29年3月31日のまま。）に変更しております。

また、前連結会計年度末において計画中であった大阪府道高速大阪守口線（改築）（守口JCT）（大阪府守口市大日町付近）については、予定どおり平成27年9月に完了しております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成27年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成27年12月18日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	20,000,000	20,000,000	非上場	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	20,000,000	20,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成27年4月1日～ 平成27年9月30日	—	20,000,000	—	10,000	—	10,000

(6) 【大株主の状況】

平成27年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関3丁目1番1号	9,999,996	50.0
大阪府	大阪府中央区大手前2丁目	2,876,722	14.4
大阪市	大阪市北区中之島1丁目3番20号	2,876,722	14.4
兵庫県	神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	1,827,287	9.1
神戸市	神戸市中央区加納町6丁目5番1号	1,827,287	9.1
京都府	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	295,993	1.5
京都市	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	295,993	1.5
計	—	20,000,000	100.0

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成27年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 19,999,500	199,995	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式
単元未満株式	普通株式 500	—	1単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	20,000,000	—	—
総株主の議決権	—	199,995	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

3 【役員 の 状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員及び執行役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に準拠し、「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）に準じて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）により作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	16,077	5,676
高速道路事業営業未収入金	30,182	19,666
未収入金	7,062	3,841
未収還付法人税等	112	—
未収消費税等	3,375	※4 82
有価証券	9,500	6,000
仕掛道路資産	※1 127,607	133,913
その他のたな卸資産	273	241
受託業務前払金	1,781	1,614
繰延税金資産	965	985
その他	987	2,322
貸倒引当金	△7	△8
流動資産合計	197,918	174,335
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	27,023	27,142
減価償却累計額	△10,472	△10,710
建物及び構築物 (純額)	16,550	16,432
機械装置及び運搬具	49,753	48,764
減価償却累計額	△33,204	△32,450
機械装置及び運搬具 (純額)	16,548	16,314
土地	3,996	3,971
リース資産	3,065	3,864
減価償却累計額	△1,020	△1,067
リース資産 (純額)	2,045	2,797
建設仮勘定	869	902
その他	1,582	1,685
減価償却累計額	△1,119	△1,197
その他 (純額)	463	487
有形固定資産合計	40,473	40,904
無形固定資産		
ソフトウェア	1,141	961
その他	6	6
無形固定資産合計	1,148	967
投資その他の資産		
投資有価証券	667	667
繰延税金資産	500	519
その他	1,110	1,050
貸倒引当金	△33	△24
投資その他の資産合計	2,246	2,213
固定資産合計	43,868	44,085
資産合計	※2 241,786	※2 218,421

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	31,646	15,168
未払金	3,801	4,028
1年以内返済予定長期借入金	5,330	7,561
リース債務	243	251
未払法人税等	396	576
未払消費税等	995	※4 424
受託業務前受金	1,168	1,122
前受金	314	469
賞与引当金	1,367	1,486
回数券払戻引当金	11	8
仕掛道路損失引当金	※1 376	—
その他	1,541	1,322
流動負債合計	47,193	32,419
固定負債		
道路建設関係社債	※2 51,068	※2 36,072
道路建設関係長期借入金	78,938	81,673
リース債務	1,707	2,400
繰延税金負債	75	72
役員退職慰労引当金	119	121
ETCマイレージサービス引当金	40	44
退職給付に係る負債	25,291	25,020
その他	633	700
固定負債合計	157,874	146,105
負債合計	205,067	178,525
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	10,000	10,000
利益剰余金	19,562	22,477
株主資本合計	39,562	42,477
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	9	△6
退職給付に係る調整累計額	△3,164	△2,896
その他の包括利益累計額合計	△3,155	△2,903
非支配株主持分	311	322
純資産合計	36,719	39,895
負債・純資産合計	241,786	218,421

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
営業収益	92,659	99,750
営業費用		
道路資産賃借料	66,293	64,887
高速道路等事業管理費及び売上原価	22,880	29,199
販売費及び一般管理費	※1 2,224	※1 2,368
営業費用合計	91,398	96,455
営業利益	1,261	3,295
営業外収益		
受取利息	1	4
違約金収入	37	—
土地物件貸付料	14	15
助成金収入	27	33
還付加算金	4	27
原因者負担収入	6	8
回数券払戻引当金戻入額	108	—
負ののれん償却額	14	—
デリバティブ評価益	1	—
持分法による投資利益	120	13
その他	22	21
営業外収益合計	361	124
営業外費用		
支払利息	16	6
偽造ハイウェイカード損失	0	0
支払補償費	—	4
賃貸借契約解約損	0	1
その他	6	0
営業外費用合計	23	14
経常利益	1,599	3,405
特別利益		
固定資産売却益	※2 21	※2 11
負ののれん発生益	405	—
特別利益合計	426	11
特別損失		
固定資産売却損	※3 0	—
固定資産除却費	※4 14	※4 9
投資有価証券評価損	11	—
減損損失	※5 3	※5 1
特別損失合計	29	10
税金等調整前中間純利益	1,996	3,406
法人税、住民税及び事業税	762	429
過年度法人税等	—	93
法人税等調整額	△198	△41
法人税等合計	563	482
中間純利益	1,433	2,924
非支配株主に帰属する中間純利益	39	10
親会社株主に帰属する中間純利益	1,393	2,914

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
中間純利益	1,433	2,924
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
退職給付に係る調整額	290	267
持分法適用会社に対する持分相当額	3	△15
その他の包括利益合計	293	251
中間包括利益	1,726	3,176
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	1,687	3,166
非支配株主に係る中間包括利益	39	10

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他の有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	10,000	10,000	17,021	37,021	10	△4,194	△4,184	—	32,836
当中間期変動額									
親会社株主に帰属する中間純利益			1,393	1,393					1,393
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					3	290	293	294	588
当中間期変動額合計	—	—	1,393	1,393	3	290	293	294	1,982
当中間期末残高	10,000	10,000	18,415	38,415	13	△3,904	△3,891	294	34,818

当中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他の有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	10,000	10,000	19,562	39,562	9	△3,164	△3,155	311	36,719
当中間期変動額									
親会社株主に帰属する中間純利益			2,914	2,914					2,914
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					△15	267	251	10	262
当中間期変動額合計	—	—	2,914	2,914	△15	267	251	10	3,176
当中間期末残高	10,000	10,000	22,477	42,477	△6	△2,896	△2,903	322	39,895

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	1,996	3,406
減価償却費	3,218	2,988
減損損失	3	1
負ののれん償却額	△14	—
負ののれん発生益	△405	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△2	△8
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△17	2
賞与引当金の増減額 (△は減少)	40	118
回数券払戻引当金の増減額 (△は減少)	△111	△3
ETCマイレージサービス引当金の増減額 (△は減少)	△9	3
仕掛道路損失引当金の増減額 (△は減少)	—	△376
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	140	△3
受取利息	△1	△4
支払利息	16	6
固定資産売却損益 (△は益)	△20	△11
固定資産除却費	14	9
投資有価証券評価損益 (△は益)	11	—
デリバティブ評価損益 (△は益)	△1	—
持分法による投資損益 (△は益)	△120	△13
売上債権の増減額 (△は増加)	3,760	13,868
たな卸資産の増減額 (△は増加)	※2 △8,109	※2 △6,273
仕入債務の増減額 (△は減少)	△8,560	△16,215
未払又は未収消費税等の増減額	△5,102	2,722
その他	△901	△220
小計	△14,176	△3
利息及び配当金の受取額	4	6
利息の支払額	△264	△149
法人税等の還付額	395	112
法人税等の支払額	△427	△424
営業活動によるキャッシュ・フロー	△14,468	△458
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△2,512	△3,768
固定資産の売却による収入	1,288	509
固定資産の除却による支出	△0	△1
投資有価証券の取得による支出	—	△13
投資有価証券の償還による収入	—	209
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	377	—
定期預金の預入による支出	△12	△103
定期預金の払戻による収入	10	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△849	△3,167

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	1,500	—
長期借入れによる収入	6,921	5,499
長期借入金の返済による支出	△533	△533
道路建設関係社債償還による支出	—	※ ₂ △15,000
リース債務の返済による支出	△145	△144
非支配株主への配当金の支払額	△1	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,740	△10,179
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△7,577	△13,804
現金及び現金同等物の期首残高	12,958	25,124
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ ₁ 5,381	※ ₁ 11,320

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 7社
- 連結子会社の名称 阪神高速サービス㈱
阪神高速技術㈱
阪神高速パトロール㈱
阪神高速トール大阪㈱
阪神高速トール神戸㈱
阪神高速技研㈱
内外構造㈱

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称 阪申土木技術諮詢(上海)有限公司
(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社の数 5社
- 関連会社の名称 ㈱情報技術
㈱テクノ阪神
㈱ハイウェイ管制
阪神施設工業㈱
阪神施設調査㈱

(2) 持分法を適用していない非連結子会社(阪申土木技術諮詢(上海)有限公司)は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

(時価のあるもの)

中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(時価のないもの)

移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ

時価法によっております。

③ たな卸資産

評価基準は主として原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

仕掛道路資産

個別法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

その他のたな卸資産

主として個別法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社は定額法、連結子会社は定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備は除く)は定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	5～60年
機械装置及び運搬具	5～17年
その他	5～10年

また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間連結会計期間の負担額を計上しております。

③ 回数券払戻引当金

回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

④ 仕掛道路損失引当金

将来の道路資産の引渡時の損失に備えるため、当中間連結会計期間末の仕掛道路資産のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。

⑥ ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

また、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高

工事完成基準を適用しております。

受託業務収入

当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当中間連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当中間連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する中間連結会計期間の中間連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、中間純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前中間連結会計期間及び前連結会計年度については、中間連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当中間連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益及び1株当たり情報に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(中間連結損益計算書)

前中間連結会計期間において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「助成金収入」及び「還付加算金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた55百万円は、「助成金収入」27百万円、「還付加算金」4百万円、「その他」22百万円として組み替えております。

前中間連結会計期間において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「賃貸借契約解約損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた6百万円は、「賃貸借契約解約損」0百万円、「その他」6百万円として組み替えております。

(中間連結貸借対照表関係)

- ※1 損失が見込まれる工事契約に係る仕掛道路資産と仕掛道路損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係る仕掛道路資産のうち、仕掛道路損失引当金に対応する額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
仕掛道路資産	238百万円	一百万円

※2 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、以下の社債について、当社の総財産を担保に供しております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
道路建設関係社債	51,068百万円(額面51,100百万円)	36,072百万円(額面36,100百万円)

なお、上記に加えて、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債119,400百万円(額面)(前連結会計年度114,400百万円(額面))について、当社の総財産を担保に供しております。

3 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	117,500百万円	15,000百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	146,000百万円	151,000百万円

なお、上記引渡しにより、以下の債務が減少しております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
道路建設関係社債	20,474百万円	15,000百万円
道路建設関係長期借入金	2,230	—

※4 消費税等の取扱い

連結子会社の仮払消費税等及び仮受消費税等は、連結子会社毎に相殺のうえ、未収消費税等又は未払消費税等として表示しております。

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
役員報酬	179百万円	192百万円
役員退職慰労引当金繰入額	9	9
給料手当	778	787
賞与引当金繰入額	194	223
退職給付費用	144	153
法定福利費	174	188
地代家賃	119	101
租税公課	140	203
諸手数料	85	111
E T Cマイレージサービス引当金繰入額	8	16

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
建物及び構築物	－百万円	1百万円
機械装置及び運搬具	11	0
土地	9	9
計	21	11

※3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
建物及び構築物	0百万円	－百万円
その他(工具、器具及び備品)	0	－
ソフトウェア	0	－
計	0	－

※4 固定資産除却費の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
建物及び構築物	1百万円	4百万円
機械装置及び運搬具	0	－
その他(工具、器具及び備品)	10	0
ソフトウェア	2	4
計	14	9

※5 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

用途	種類	場所	計上額（百万円）
休憩所施設	建物及び構築物	大阪府泉大津市	1
農産物・海産物直売所	建物及び構築物	兵庫県神戸市	0
	その他（工具、器具及び備品）		1
（合計）			3

（資産のグルーピング）

資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。

- ① 高速道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。
- ② ①以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。
- ③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。

休憩所施設

（減損損失を認識するに至った経緯）

休憩所別の営業損益が継続してマイナスとなった休憩所施設につき、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（回収可能価額の算定方法）

使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。

農産物・海産物直売所

（減損損失を認識するに至った経緯）

農産物・海産物直売所は、収益性の低下により投資額の回収が困難と見込まれるため、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（回収可能価額の算定方法）

使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。

当中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

用途	種類	場所	計上額（百万円）
農産物・海産物直売所	建物及び構築物	兵庫県神戸市	1
（合計）			1

（資産のグルーピング）

資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。

- ① 高速道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。
- ② ①以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。
- ③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。

農産物・海産物直売所

（減損損失を認識するに至った経緯）

農産物・海産物直売所は、収益性の低下により投資額の回収が困難と見込まれるため、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（回収可能価額の算定方法）

使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間 末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	20,000	—	—	20,000
合計	20,000	—	—	20,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間 末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	20,000	—	—	20,000
合計	20,000	—	—	20,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
現金及び預金勘定	5,541百万円	5,676百万円
取得日から3ヶ月以内に償還される短期投資(有価証券勘定)	100	6,000
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△260	△356
現金及び現金同等物	5,381	11,320

※2

前中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額△8,109百万円には、道路整備特別措置法第51条第2項ないし第4項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額2,514百万円が含まれております。

当中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

財務活動によるキャッシュ・フロー、道路建設関係社債償還による支出△15,000百万円は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額であります。

以上の債務引受に伴い、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額△6,273百万円には、道路整備特別措置法第51条第2項ないし第4項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額8,697百万円が含まれております。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

高速道路事業における維持管理用車両、その他事業における駐車場設備（構築物）等及び事務用機器であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末（期末）残高相当額
該当事項はありません。

② 未経過リース料中間期末（期末）残高相当額
該当事項はありません。

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
支払リース料	1	—
減価償却費相当額	1	—
支払利息相当額	0	—

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(1) 道路資産の未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
1年内	132,455	134,705
1年超	7,392,063	7,323,586
合計	7,524,519	7,458,291

(注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされており、ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされています。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入-加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額-実績料金収入）が減算されることとなっております。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
1年内	59	46
1年超	102	83
合計	161	129

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注)2.参照)。

前連結会計年度(平成27年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	16,077	16,077	—
(2) 高速道路事業営業未収入金	30,182	30,182	—
(3) 未収入金	7,062	7,062	—
(4) 未収還付法人税等	112	112	—
(5) 未収消費税等	3,375	3,375	—
(6) 有価証券及び投資有価証券	9,510	9,510	—
資産計	66,321	66,321	—
(1) 高速道路事業営業未払金	31,646	31,646	—
(2) 未払金	3,801	3,801	—
(3) 1年以内返済予定長期借入金	5,330	5,330	—
(4) 未払法人税等	396	396	—
(5) 未払消費税等	995	995	—
(6) 道路建設関係社債	51,068	51,711	643
(7) 道路建設関係長期借入金	78,938	78,938	—
負債計	172,177	172,820	643

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 高速道路事業営業未収入金、(3) 未収入金、(4) 未収還付法人税等及び (5) 未収消費税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、譲渡性預金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(1) 高速道路事業営業未払金、(2) 未払金、(4) 未払法人税等及び (5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年以内返済予定長期借入金及び (7) 道路建設関係長期借入金

これらの時価は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 道路建設関係社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	657

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産 (6) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

当中間連結会計期間（平成27年9月30日）

	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	5,676	5,676	—
(2) 高速道路事業営業未収入金	19,666	19,666	—
(3) 未収入金	3,841	3,841	—
(4) 未収消費税等	82	82	—
(5) 有価証券及び投資有価証券	6,000	6,000	—
資産計	35,267	35,267	—
(1) 高速道路事業営業未払金	15,168	15,168	—
(2) 未払金	4,028	4,028	—
(3) 1年以内返済予定長期借入金	7,561	7,561	—
(4) 未払法人税等	576	576	—
(5) 未払消費税等	424	424	—
(6) 道路建設関係社債	36,072	36,626	554
(7) 道路建設関係長期借入金	81,673	81,673	—
負債計	145,505	146,060	554

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 高速道路事業営業未収入金、(3) 未収入金及び (4) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、譲渡性預金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(1) 高速道路事業営業未払金、(2) 未払金、(4) 未払法人税等及び (5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年以内返済予定長期借入金及び (7) 道路建設関係長期借入金

これらの時価は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 道路建設関係社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	667

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産（5）有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)
 その他有価証券
 前連結会計年度 (平成27年 3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	200	199	0
	②社債	—	—	—
	③その他	10	4	5
	(3) その他	—	—	—
	小計	210	204	5
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	9,300	9,300	—
	小計	9,300	9,300	—
合計		9,510	9,504	5

当中間連結会計期間 (平成27年 9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	6,000	6,000	—
	小計	6,000	6,000	—
合計		6,000	6,000	—

(デリバティブ取引関係)
 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
 (債券関連)
 前連結会計年度(平成27年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	仕組債・ユーロ円建債	4	4	10	5
合計		4	4	10	5

- (注) 1. 時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。
 2. デリバティブが組み込まれた商品であります。
 3. 組込デリバティブについて、時価を合理的に区分して測定できないため、当該複合金融商品全体を時価評価しております。
 4. 契約額等については、当該複合金融商品の取得価格を表示しております。

当中間連結会計期間(平成27年9月30日)
 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「高速道路事業」、「受託事業」を中核として事業活動を展開しており、当社及びグループ会社の事業の種類別の区分により、経営を管理しております。

したがって、当社グループにおける事業セグメントは、事業の種類別セグメントにより識別しており、「高速道路事業」及び「受託事業」の2つを報告セグメントとしております。

「高速道路事業」においては、阪神高速道路の新設、改築、修繕その他の管理等を実施しております。「受託事業」においては、国、地方公共団体等の委託に基づき道路の新設、改築等を実施しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結財務 諸表計上額 (注) 3
	高速道路事業	受託事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	88,435	2,026	90,461	2,198	92,659	—	92,659
セグメント間の内部 売上高又は振替高	20	—	20	9	29	△29	—
計	88,455	2,026	90,481	2,207	92,689	△29	92,659
セグメント利益又は損 失(△)	1,062	△41	1,021	240	1,261	—	1,261
セグメント資産	183,040	14,126	197,167	7,756	204,923	15,359	220,282
その他の項目							
減価償却費	2,690	—	2,690	130	2,821	397	3,218
持分法適用会社への 投資額	566	—	566	—	566	—	566
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	829	—	829	2,422	3,251	96	3,348

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない休憩所等事業、駐車場事業、道路マネジメント事業、発生土再生活用事業等を含んでおります。
2. 調整額は、以下のとおりであります。
- (1) 売上高の調整額△29百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - (2) セグメント資産の調整額15,359百万円は、全社資産であり、その主なものは各事業共用の固定資産、余剰運用資金等であります。
 - (3) 減価償却費の調整額397百万円は、各事業共用の固定資産の減価償却費であります。
 - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額96百万円は、各事業共用の固定資産の設備投資額であります。
3. セグメント利益又は損失(△)は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結財務 諸表計上額 (注) 3
	高速道路事業	受託事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	95,434	2,304	97,738	2,011	99,750	—	99,750
セグメント間の内部 売上高又は振替高	22	—	22	13	36	△36	—
計	95,456	2,304	97,761	2,025	99,786	△36	99,750
セグメント利益又は損 失(△)	3,011	△25	2,985	309	3,295	—	3,295
セグメント資産	185,010	4,642	189,652	8,887	198,539	19,881	218,421
その他の項目							
減価償却費	2,480	—	2,480	161	2,641	346	2,988
持分法適用会社への 投資額	630	—	630	—	630	—	630
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	2,904	—	2,904	1,379	4,284	111	4,396

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない休憩所等事業、駐車場事業、道路マネジメント事業、発生土再生活用事業等を含んでおります。
2. 調整額は、以下のとおりであります。
- (1) 売上高の調整額△36百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - (2) セグメント資産の調整額19,881百万円は、全社資産であり、その主なものは各事業共用の固定資産、余剰運用資金等であります。
 - (3) 減価償却費の調整額346百万円は、各事業共用の固定資産の減価償却費であります。
 - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額111百万円は、各事業共用の固定資産の設備投資額であります。
3. セグメント利益又は損失(△)は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	高速道路料金収入	その他	合計
外部顧客への売上高	85,711	6,948	92,659

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高で中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

II 当中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	高速道路料金収入	その他	合計
外部顧客への売上高	86,490	13,259	99,750

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高で中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

（単位：百万円）

	高速道路事業	受託事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	—	—	3	—	3

（注）「その他」の金額は、休憩所等事業等に係る金額であります。

当中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：百万円）

	高速道路事業	受託事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	—	—	1	—	1

（注）「その他」の金額は、すべて農産物・海産物直売所に係る金額であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	高速道路事業	受託事業	その他	全社・消去	合計
当中間期償却額	14	—	—	—	14
当中間期末残高	14	—	—	—	14

当中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

高速道路事業において、内外構造㈱が平成26年4月2日付で自己株式を取得し、同社を新たに連結子会社といたしました。これに伴い当中間連結会計期間において、405百万円の負ののれん発生益を計上しております。

当中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
1株当たり純資産額	1,820.37円	1,978.67円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	36,719	39,895
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	311	322
(うち非支配株主持分(百万円))	(311)	(322)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (百万円)	36,407	39,573
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数(千株)	20,000	20,000

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	69.69円	145.71円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益金額(百万円)	1,393	2,914
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益 金額(百万円)	1,393	2,914
普通株式の期中平均株式数(千株)	20,000	20,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

多額な社債の発行

当社は、平成27年5月28日開催の取締役会の決議（社債600億円以内）に基づき、平成27年10月14日に以下の条件で社債を発行しております。

区分	阪神高速道路株式会社第13回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）
発行総額	金150億円
利率	年0.180パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	額面100円につき金100円
払込期日	平成27年10月14日
償還期日	平成31年9月20日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金に充当
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受条項付

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,324	4,265
高速道路事業営業未収入金	30,179	19,634
未収入金	5,545	3,258
未収還付法人税等	77	—
未収消費税等	3,375	—
有価証券	9,200	6,000
仕掛道路資産	127,653	133,940
貯蔵品	142	133
受託業務前払金	1,781	1,614
前払費用	66	200
繰延税金資産	486	467
その他	300	1,035
貸倒引当金	△7	△8
流動資産合計	193,127	170,542
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	1,389	1,445
減価償却累計額	△405	△429
建物（純額）	984	1,015
構築物	18,072	18,099
減価償却累計額	△7,456	△7,500
構築物（純額）	10,615	10,598
機械及び装置	49,130	48,156
減価償却累計額	△32,633	△31,848
機械及び装置（純額）	16,497	16,307
車両運搬具	423	423
減価償却累計額	△347	△360
車両運搬具（純額）	75	63
工具、器具及び備品	247	277
減価償却累計額	△193	△203
工具、器具及び備品（純額）	53	74
建設仮勘定	827	794
有形固定資産合計	29,054	28,853
無形固定資産		
ソフトウェア	542	449
その他	1	1
無形固定資産合計	544	450
高速道路事業固定資産合計	29,598	29,304

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	1,437	1,439
減価償却累計額	△147	△169
建物(純額)	1,289	1,269
構築物	123	121
減価償却累計額	△16	△18
構築物(純額)	106	103
機械及び装置	2	3
減価償却累計額	△2	△2
機械及び装置(純額)	0	1
車両運搬具	4	5
減価償却累計額	△4	△5
車両運搬具(純額)	0	0
工具、器具及び備品	91	91
減価償却累計額	△23	△30
工具、器具及び備品(純額)	67	60
土地	2,006	1,952
建設仮勘定	—	1
有形固定資産合計	3,471	3,389
無形固定資産		
ソフトウェア	0	1
その他	0	0
無形固定資産合計	0	1
関連事業固定資産合計	3,471	3,390
各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	4,312	4,308
減価償却累計額	△1,462	△1,550
建物(純額)	2,849	2,758
構築物	52	52
減価償却累計額	△26	△27
構築物(純額)	26	25
工具、器具及び備品	539	564
減価償却累計額	△359	△390
工具、器具及び備品(純額)	180	173
土地	1,141	1,116
リース資産	45	19
減価償却累計額	△30	△8
リース資産(純額)	15	10
建設仮勘定	42	47
有形固定資産合計	4,255	4,130

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
無形固定資産		
ソフトウェア	379	292
その他	0	0
無形固定資産合計	380	293
各事業共用固定資産合計	4,635	4,424
その他の固定資産		
有形固定資産		
土地	495	495
有形固定資産合計	495	495
その他の固定資産合計	495	495
投資その他の資産		
その他の投資等	1,206	1,164
貸倒引当金	△33	△24
投資その他の資産合計	1,173	1,140
固定資産合計	39,375	38,755
資産合計	※1 232,503	※1 209,297
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	27,733	13,212
1年以内返済予定長期借入金	5,330	7,561
未払金	2,588	3,094
リース債務	6	4
未払費用	333	571
未払法人税等	86	471
未払消費税等	390	277
受託業務前受金	1,168	1,122
前受金	235	430
預り金	8,999	6,782
賞与引当金	667	754
回数券払戻引当金	11	8
仕掛道路損失引当金	376	—
その他	868	666
流動負債合計	48,798	34,956

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
固定負債		
道路建設関係社債	※1 51,068	※1 36,072
道路建設関係長期借入金	78,938	81,673
リース債務	7	5
繰延税金負債	80	79
受入保証金	53	53
退職給付引当金	21,173	21,074
役員退職慰労引当金	19	22
ETCマイレージサービス引当金	40	44
固定負債合計	151,383	139,026
負債合計	200,181	173,982
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金		
資本準備金	10,000	10,000
資本剰余金合計	10,000	10,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	153	152
高速道路事業別途積立金	10,568	10,692
関連事業別途積立金	3	—
繰越利益剰余金	1,597	4,470
利益剰余金合計	12,321	15,314
株主資本合計	32,321	35,314
純資産合計	32,321	35,314
負債・純資産合計	232,503	209,297

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
高速道路事業営業損益		
営業収益		
料金収入	85,711	86,490
道路資産完成高	2,514	8,697
その他の売上高	3	5
営業収益合計	88,229	95,193
営業費用		
道路資産賃借料	66,293	64,887
道路資産完成原価	2,514	8,602
管理費用	18,254	18,719
営業費用合計	87,062	92,208
高速道路事業営業利益	1,167	2,984
関連事業営業損益		
営業収益		
受託業務収入	2,026	2,304
駐車場事業収入	261	262
休憩所等事業収入	39	38
その他営業事業収入	554	528
営業収益合計	2,882	3,133
営業費用		
受託業務費用	2,068	2,329
駐車場事業費	124	120
休憩所等事業費	35	30
その他営業事業費	536	428
営業費用合計	2,764	2,909
関連事業営業利益	118	223
全事業営業利益	1,285	3,207
営業外収益	※1 289	※1 240
営業外費用	※2 26	※2 18
経常利益	1,548	3,430
特別利益	※3 9	※3 14
特別損失	※4 24	※4 0
税引前中間純利益	1,533	3,443
法人税、住民税及び事業税	605	339
過年度法人税等	—	93
法人税等調整額	△27	17
法人税等合計	577	450
中間純利益	955	2,993

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金				利益剰余金 合計		
			その他利益剰余金						
			固定資産 圧縮積立金	高速道路 事業 別途積立金	関連事業 別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	10,000	10,000	151	13,086	3	△2,314	10,926	30,926	30,926
当中間期変動額									
固定資産圧縮積立金の 取崩			△2			2	－	－	－
税率変更に伴う固定資 産圧縮積立金の増加			－			－	－	－	－
別途積立金の積立				－		－	－	－	－
別途積立金の取崩				△2,518	－	2,518	－	－	－
中間純利益						955	955	955	955
当中間期変動額合計	－	－	△2	△2,518	－	3,475	955	955	955
当中間期末残高	10,000	10,000	149	10,568	3	1,160	11,881	31,881	31,881

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金				利益剰余金 合計		
			その他利益剰余金						
			固定資産 圧縮積立金	高速道路 事業 別途積立金	関連事業 別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	10,000	10,000	153	10,568	3	1,597	12,321	32,321	32,321
当中間期変動額									
固定資産圧縮積立金の 取崩			△2			2	－	－	－
税率変更に伴う固定資 産圧縮積立金の増加			1			△1	－	－	－
別途積立金の積立				123		△123	－	－	－
別途積立金の取崩				－	△3	3	－	－	－
中間純利益						2,993	2,993	2,993	2,993
当中間期変動額合計	－	－	△0	123	△3	2,873	2,993	2,993	2,993
当中間期末残高	10,000	10,000	152	10,692	－	4,470	15,314	35,314	35,314

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産

評価基準は主として原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

仕掛道路資産

個別法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

貯蔵品

主として個別法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

構築物 5～60年

機械及び装置 5～17年

また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3) 回数券払戻引当金

回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

(4) 仕掛道路損失引当金

将来の道路資産の引渡時の損失に備えるため、当中間会計期間末の仕掛道路資産のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(7) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高

工事完成基準を適用しております。

受託業務収入

当中間会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、中間連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(中間損益計算書)

「道路法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年1月23日国土交通省令第4号）により、高速道路事業等会計規則が改正されたため、当中間会計期間より「受託業務事業費」を「受託業務費用」に表示方法を変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間会計期間の中間財務諸表の組替えを行っております。

(中間貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、以下の社債について、当社の総財産を担保に供しております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
道路建設関係社債	51,068百万円 (額面51,100百万円)	36,072百万円 (額面36,100百万円)

なお、上記に加えて、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債119,400百万円(額面)(前事業年度114,400百万円(額面))について、当社の総財産を担保に供しております。

2 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	117,500百万円	15,000百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	146,000百万円	151,000百万円

なお、上記引渡しにより、以下の債務が減少しております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
道路建設関係社債	20,474百万円	15,000百万円
道路建設関係長期借入金	2,230	—

(中間損益計算書関係)

※1 営業外収益のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
受取配当金	132百万円	177百万円
有価証券利息	1	2
受取利息	0	0
土地物件貸付料	14	16
原因者負担収入	6	8
回数券払戻引当金戻入額	108	—

※2 営業外費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
支払利息	24百万円	14百万円
偽造ハイウェイカード損失	0	0

※3 特別利益のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
固定資産売却益(土地等)	9百万円	14百万円

※4 特別損失のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
固定資産除却費(ソフトウェア等)	12百万円	0百万円
投資有価証券評価損	11	—

5 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
有形固定資産	2,740百万円	2,491百万円
無形固定資産	177	187

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式383百万円、当中間会計期間の中間貸借対照表計上額は子会社株式383百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(重要な後発事象)

多額な社債の発行

当社は、平成27年5月28日開催の取締役会の決議(社債600億円以内)に基づき、平成27年10月14日に以下の条件で社債を発行しております。

区分	阪神高速道路株式会社第13回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)
発行総額	金150億円
利率	年0.180パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	額面100円につき金100円
払込期日	平成27年10月14日
償還期日	平成31年9月20日
担保	一般担保
資金の用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金に充当
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受条項付

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第10期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年6月26日近畿財務局長に提出
- (2) 訂正発行登録書（普通社債）
平成27年6月26日近畿財務局長に提出
- (3) 訂正発行登録書（普通社債）
平成27年8月10日近畿財務局長に提出
- (4) 発行登録追補書類（普通社債）及びその添付書類
平成27年10月7日近畿財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した第7回ないし第13回社債（いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）（以下これらを総称して「当社債」といいます。）には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなるため、機構に係る情報の開示を行うものです。

なお、第7回ないし第11回社債は、機構により重畳的に債務引き受けされております。

- （注）
1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路であって、大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域（大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的及び社会的に密接な関係がある区域に限る。）並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するものをいいます。
 2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。）をいいます。
 3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は、機構に帰属する日前においても、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

〈対象となる社債〉

(平成27年12月18日現在)

有価証券の名称	発行年月日	発行価額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名
阪神高速道路株式会社第7回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注1)	平成24年2月23日	15,000	非上場
阪神高速道路株式会社第8回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注2)	平成24年10月12日	10,000	非上場
阪神高速道路株式会社第9回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注3)	平成25年2月25日	25,000	非上場
阪神高速道路株式会社第10回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注4)	平成25年10月11日	10,000	非上場
阪神高速道路株式会社第11回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注5)	平成26年2月27日	15,000	非上場
阪神高速道路株式会社第12回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成27年2月12日	25,000	非上場
阪神高速道路株式会社第13回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成27年10月14日	15,000	非上場

- (注) 1. 平成25年6月28日付で機構により重畳的に債務引き受けされております。
 2. 平成25年12月27日付で機構により重畳的に債務引き受けされております。
 3. 平成26年3月31日付で機構により重畳的に債務引き受けされております。
 4. 平成27年3月31日付で機構により重畳的に債務引き受けされております。
 5. 平成27年9月30日付で機構により重畳的に債務引き受けされております。

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成27年9月30日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地

神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号

子会社及び関連会社はありません。

- ④ 役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。

また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成27年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、現任の理事長の任期は4年、理事及び現任の監事の任期は2年であります。

- ⑤ 資本金及び資本構成

平成27年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国及び関係地方公共団体が出資しております。

I 資本金	5,534,088百万円
政府出資金	4,049,092百万円
地方公共団体出資金	1,484,996百万円
II 資本剰余金	843,252百万円
資本剰余金	89百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
損益外除売却差額相当額	△40百万円
損益外減価償却累計額	△5,668百万円
損益外減損損失累計額	△2,061百万円
III 利益剰余金	3,922,602百万円
純資産合計	10,299,943百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容（平成27年4月1日現在）

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
- (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
 - (ii) 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
 - (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
 - (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、当社又は首都高速道路㈱に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
 - (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vi) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路のうち当該高速道路と道路（高速道路を除きます。）とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vii) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、当社又は首都高速道路㈱に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (viii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
 - (ix) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、特措法及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
 - (x) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和56年法律第72号）に規定する業務
 - (xi) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
 - (xii) 上記（xi）の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務
- (c) 事業にかかる関係法令
- 機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。
- (i) 機構法
 - (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
 - (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
 - (iv) 通則法
 - (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
 - (vi) 高速道路株式会社法

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより平成77年9月30日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められておりましたが、平成27年7月に国土交通省が、機構及び高速道路会社が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検」をとりまとめております。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年12月11日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西原 健二 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、阪神高速道路株式会社及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年12月11日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西原 健二 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第11期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、阪神高速道路株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。